

# 要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成26年7月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 佐 藤 祐 文  
(横浜市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会  
委員長 島 軒 純 一  
(米沢市議会議長)

## 目 次

1	地方分権改革の推進について……………	1
2	地方議会の権能強化等について……………	3
3	消防防災体制の充実強化について……………	5
4	過疎地域の自立促進について……………	7
5	空き家等に対する総合的な法整備等について……………	8
6	合併市町村に対する支援の拡充について……………	9
7	基地対策関係予算の確保について……………	10
8	治安対策の強化等について……………	11
9	北方領土返還について……………	12
10	竹島の領有権確立について……………	13
11	日米地位協定の抜本的な改定について……………	14
12	人権救済制度の確立について……………	15

# 1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、平成5年の衆議院及び参議院における「地方分権の推進に関する決議」から20年を超え、第1次・第2次地方分権改革により、機関委任事務制度の廃止や国庫補助負担金の改革、地方に対する義務付け・枠付けの見直しなどにおいて、一定の成果があった。

また、本年5月には、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」が成立し、地方分権改革推進委員会で勧告された各般の課題についても、ひと通り検討が行われたところである。

今後は、新たなステージにおける地方分権改革として、従来からの課題への取組に加え、地方の発意と多様性を重視した改革を推進するため、地方からの「提案募集方式」が開始されるなど、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、地方分権改革が進められているところである。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しや都道府県から基礎自治体への権限移譲等の地方分権改革は、いまだに不十分であることから、更なる見直しが必要であり、その見直しに当たっては、基礎自治体の意見を十分に踏まえるべきである。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲等

今後の地方分権改革においても、地域が自主的・自立的な取組を行うことができるよう、更なる義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への更なる権限移譲を行うこと。

また、地方分権改革に関する「提案募集方式」については、地方からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するものであるため、その運用に当たっては、基礎自治体の意見を十分踏まえ、取組を進めること。

### 2 国の出先機関改革

国の出先機関改革については、事務・権限の必要性を精査したうえで、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえ、改革を実現すること。

### 3 国と地方の協議の場における実効性のある運営

法制化された「国と地方の協議の場」については、地方の声を国に反映することが出来る制度であるため、地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、十分な検討期間の確保や分科会の活用など、実効性のある運営を行うこと。

## 2 地方議会の権能強化等について

本会をはじめ、議会三団体が強く求めていた、長による臨時会招集に関する不適切な運用の是正や、専決処分制度の改善、委員会制度に関する条例事項の拡大などを盛り込んだ地方自治法改正法が、一昨年8月に成立したところである。

また、本年5月に発足した、第31次地方制度調査会においては、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、地方議会制度を含む地方公共団体のガバナンスのあり方が調査審議されているところである。

今後の地方分権改革の進展により、基礎自治体の自己決定権は拡大しており、地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮するためには、地方議会の自主性・自律性をより高め、地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 更なる地方議会の権能強化

更なる地方議会の権能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。
- (4) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (5) 決算不認定の場合の首長の対応措置を規定すること。
- (6) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

#### 2 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るため、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

### 3 東日本大震災により被災した自治体の選挙期日の統一

東日本大震災により選挙期日を延期した地方公共団体が選挙の円滑かつ効率的な執行を図ることができるよう、都道府県議会議員選挙又は知事選挙と同一都道府県内の市町村議会議員選挙又は長の選挙について、関係地方公共団体の判断により、公職選挙法第33条第1項の規定にかかわらず、同時に行うことができるよう改正すること。

### 4 地方議会議員の被用者年金制度への加入

地方議会議員が、安心して議員活動に専念し、また、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠である。

よって、地方議会議員についても、基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある被用者年金に加入できるようにするなど総合的な環境整備に努め、その実現を図ること。

### 3 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

##### 2 消防防災通信ネットワークの充実強化

平成28年5月末までとされている消防救急無線のデジタル方式への移行については、各種調査や無線システムの整備等に多額の費用を要することから、期限までに遅滞なく円滑に移行できるよう、財政支援措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル方式への移行に対しても、財政支援措置を充実強化すること。

##### 3 消防団の充実強化

地域に密着した消防団の体制強化に向け、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、一層の財政支援措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

#### 4 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

消防の広域化に当たっては、平成25年4月に発表された「市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正」に基づき、引き続き必要な財政支援措置を充実強化すること。



## 4 過疎地域の自立促進について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

過疎対策については、昭和45年以来4次にわたり、議員立法として制定された過疎法のもと、上下水道や道路等の公共施設の整備等に一定の成果を得ている。

このような中、本年3月には、新たな要件を満たす市町村の追加や、過疎対策事業債の対象拡充を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が成立したところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、生活・生産基盤の弱体化が進むなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。

#### 2 税制の抜本的改革に当たっての過疎地域への配慮

税制を抜本的に改革する際には、過疎地域の行財政運営等に十分配慮すること。

## 5 空き家等に対する総合的な法整備等について

近年、少子・高齢化の進行や人口減少社会の進展、産業構造の変化等により、管理不十分な空き家が全国的に増加しており、空き家の総数は、更なる少子・高齢化や人口減少等により、一層増加すると予想されている。

空き家が発生し、老朽化すると、倒壊の危険や治安・景観の悪化、地域の活力低下等、防犯・防災上の面においても多大な影響をもたらすこととなる。

現在、地方自治体では、空き家等に対する適正な管理に関する条例を制定する動きが活発化しているが、一方で、多くの地方自治体では、空き家等の現況把握にとどまっている。

よって、国においては、管理が不十分な空き家等に対する問題点を明らかにするとともに、地方自治体が適切に対処できるよう、例えば、建築物の適正管理に係る所有者の責務の明確化及び除去等の行政指導の根拠となる法律を整備するなど、空き家等に対する総合的な法整備等を行うよう強く要望する。

## 6 合併市町村に対する支援の拡充について

平成11年から始まった、いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村数は約半数まで減少し、全国的な市町村合併の推進については、現行の合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切りとされたところである。

このような中、自主的に合併を選択する市町村を支援する取組として、議員定数や在任特例、合併算定替等の措置は存続し、また、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併特例債の発行期限を再延長する改正法が、一昨年6月に成立したところである。

しかしながら、合併市町村は、合併後の行財政運営等において様々な問題を抱えており、更なる支援措置の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられており、平成26年度の普通交付税算定においては、合併市町村の面積の拡大や旧市町村単位の支所数を反映した算定方式に改められたところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態に即した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政支援措置を講じること。

## 7 基地対策関係予算の確保について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金については、所要額を確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要を鑑み、「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」においては、基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

#### 2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準が緩和されたが、適用基準をさらに緩和するとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることを鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

## 8 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

さらに、各地で無差別犯罪が続発するなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

#### 2 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

## 9 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦共和国からの早期返還の実現は日本国民の悲願である。

また、今後、日ロ両国が平和条約を締結して安定的な日ロ関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

このような中、昨年4月には、総理大臣のロシアへの公式訪問が実現し、「平和条約締結に向けた交渉を加速的に進める」との共同声明が採択されるなど、北方領土問題の解決に向けて、日ロ両国の対話が再び活発化しており、今秋には、ロシア大統領の来日も予定されるなど、今後の北方領土問題の具体的進展が期待される場所である。

このような状況を踏まえ、返還要求運動については、国の責任のもと、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、積極的な対ロ外交交渉を展開するとともに、国内世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び北方四島在住民との相互交流・理解の増進、さらには返還要求運動の後継者育成等に取り組むこと。

#### 2 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

## 10 竹島の領有権確立について

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であるにもかかわらず、大韓民国は我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている。

また、竹島周辺水域では、大韓民国の竹島実力支配により、我が国の漁業に関する権利が全く行使できない等の状況が続いている。

一昨年、政府は、竹島の領有権問題に対し、国際司法裁判所への日韓両国による共同提訴の提案をはじめ、衆議院及び参議院において、大韓民国大統領の竹島上陸に抗議する旨の決議を行うなど、毅然とした対応をとったものの、問題の解決には至っていない。

このような状況の中、問題の解決のためには、大韓民国に対して引き続き毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、国民の関心を高めることが不可欠である。

よって、国においては、竹島の領有権確立に向けて、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化するよう強く要望する。

## 11 日米地位協定の抜本的な改定について

在日米軍基地周辺地域においては、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊など、在日米軍基地から派生する諸問題について、戦後69年を経過した今日においても、解決には至らず、在日米軍基地周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

また、一昨年、MV-22オスプレイが配備され、運用が開始されたが、このような行為は、在日米軍基地周辺地域の住民の憤りを増幅するものである。

このような中、日米地位協定では、我が国法令の尊重義務は明記されているものの、在日米軍基地の運用等に関して、多大な影響を受ける在日米軍基地周辺地域の住民や、地元の地方自治体の意向が反映される仕組みが規定されていない。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るため、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要望する。



## 12 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。